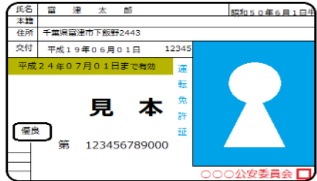



本人確認書類を忘れずにお持ちください

市役所での手続きの際に本人確認をいたします。
本人を確認できる書類で、有効期限内のものを提示してください。

1点の提示 でよいもの	・運転免許証 	・マイナンバーカード 	マイナンバーカードは交付を希望する人が申請して取得します。
	そのほか ・パスポート ・障がい者手帳 ・在留カード など		
2点の提示 が必要なもの	イ ・健康保険被保険者証、 介護保険被保険者証 ・年金手帳 ・年金証書 など	ロ ・学生証、生徒手帳(顔写真付きのもの) ・勤務先の身分証明書(顔写真付きのもの) ・公の機関が発行した資格証明書 (顔写真付きのもので国、都道府県、 市町村又はその指定機関が発行した 登録証、資格証明書等) など	
	イ欄から2点またはイ欄とロ欄から各1点ずつ ※ロ欄から2点は不可		

マイナンバー通知カードは、本人確認書類になりません



通知カードは、マイナンバー(個人番号)を確認する際にご提示いただきます(※)

<代理人が手続きするとき>

- ・代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- ・手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ・番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



富津市役所

〒293-8506
富津市下飯野2443番地

市役所代表電話番号
0439-80-1222

富津市ホームページ <http://www.city.futtsu.lg.jp/>

手続きチェックシート

他の市町村へ引越される方へ

転出届

新しい住所地にお住まいになる
14日前から受付しています

<届出に必要なもの>

- ・窓口に来られる方の「本人確認書類」
(運転免許証、マイナンバーカード、保険証及び年金手帳など)
- ・代理人が届出する場合、原則「委任状」
(同一世帯の方は不要)
- ・国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」または「通知カード」

関連する手続きで個人番号の記入が必要な場合がありますので、
マイナンバーカードまたは通知カード等(※)を持参してください。

(※) 通知カードは法律の改正により令和2年5月25日より廃止となりましたが、氏名や住所等の記載事項が住民票と一致する場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。なお、マイナンバーを証明する書類は、マイナンバーカード、通知カード(氏名、住所等が住民票と一致するもの)、個人番号の記載のある住民票の写し等となります。

転出

関連する手続きは
見開きにあります



富津市
おもてなしキャラクター
ふつつん

転出に関連する主な手続き

あてはまる手続きを確認してください

下記にあてはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	該当	問い合わせ窓口
-----------------	-----	-------	----	---------

印鑑住所	印鑑登録をしている方	自動的に登録廃止になります	印鑑登録証をお持ちの場合は回収します	1階 3～5番 市民課 Tel.0439-80-1253
	国外へ転出される方	受付窓口でご相談ください	・お持ちの方はマイナンバーカードまたは通知カード ・年金手帳	

年金保険	年金に加入している方 国民年金を受給している方	富津市での手続きはありません		1階 3～5番 市民課 Tel.0439-80-1253
	国民健康保険に加入している方	被保険者証の返却	・被保険者証 ・マイナンバーカード または通知カード等(※)	
	後期高齢者医療制度に該当する方	被保険者証の返却 ※県外に転出される方には「負担区分等証明書」が発行されます	・本人確認書類	1階 1番 国民健康保険課 Tel.0439-80-1271

保険税については、加入月数に応じて再計算します

介護	・65歳以上の方 ・40～64歳で要介護認定を受けている方	被保険者証、負担割合証、お持ちの方は負担限度額認定証の返却 ※マイナンバーカードをお持ちでない要介護認定者の方には「介護保険受給資格証明書」が発行されます	・被保険者証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証	2階 24番 介護福祉課 Tel.0439-80-1262
----	----------------------------------	--	-------------------------------	-------------------------------------

障がい	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・在宅重度知的障害者、ねたきり身体障害者福祉手当を受給している方	資格喪失手続き	・印鑑 ・マイナンバーカード または通知カード等(※) ・本人確認書類	2階 25番 障がい福祉課 Tel.0439-80-1260
	特別児童扶養手当を受給している方	転出手続き ※県外へ転出する場合には「負担区分等証明書」が発行されます	・証書 ・印鑑 ・マイナンバーカード または通知カード等(※) ・本人確認書類	
	重度心身障害者医療費等助成・精神障害者医療費助成制度を受給していた方(同一世帯に受給者がいる方も含む)	廃止手続き	受付窓口でご相談ください	

(※) 通知カードは法律の改正により令和2年5月25日より廃止となりましたが、氏名や住所等の記載事項が住民票と一致する場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。なお、マイナンバーを証明する書類は、マイナンバーカード、通知カード(氏名、住所等が住民票と一致するもの)、個人番号の記載のある住民票の写し等となります。

あてはまる手続きを確認してください

下記にあてはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	該当	問い合わせ窓口
-----------------	-----	-------	----	---------

障がい	自立支援医療(精神通院医療)を受給していた方	受給者証返還手続き ※県外または千葉市へ転出する場合には手続きが必要です	・受給者証 ・印鑑	2階 25番 障がい福祉課 Tel.0439-80-1260
	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還手続き ※県外または千葉市へ転出する場合には手続きが必要です	・各種手帳 ・印鑑	

子ども	0歳～高校生のお子さんを養育している方 子ども医療費助成			2階 22番 子ども家庭課 子育て支援係 Tel.0439-80-1256
	0歳～中学生のお子さんを養育している方	転出先での手続きをご案内します	受付窓口でご相談ください	
	児童手当			
	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	転出届の手続き	証書	
	保育所・認定こども園を利用している方	退所手続き		2階 23番 保育課 保育係 Tel.0439-80-1312
	市内小中学校に在学されているお子さんがいる方	転校手続き ※引き続き現在の学校への通学を希望する場合は手続きが必要		5階 54番 学校教育課 Tel.0439-80-1339

その他	犬を飼っている方	富津市での手続きはありませんので、新しい住所地の市町村で登録等の手続きを行ってください		1階 9番 環境保全課 Tel.0439-80-1273
-----	----------	---	--	------------------------------------

水道の使用をやめる方	閉栓手続き	お電話で手続きできます		かずさ水道 広域連合企業団 富津営業所 Tel.0439-66-1111
------------	-------	-------------	--	---

記載した番号は富津市水道料金徴収等業務受託者のシーデーシー情報システム(株) 富津営業所につながります (平日8:30～17:15 土曜8:30～17:15)

富津市タクシー運賃助成利用登録をされていた方	富津市タクシー運賃助成利用登録証などの返却(窓口もしくは郵便)	・富津市タクシー運賃助成利用登録証 ・未使用の富津市タクシー運賃助成利用券		2階 29番 企画課公共交通係 Tel.0439-80-1229
------------------------	---------------------------------	--	--	--

選挙権をお持ちの方(富津市の選挙人名簿に登録されている方)	在外選挙人名簿移転申請(出国時申請)	・本人確認書類 ・申出書(代理の場合) ・パスポート(任意)		5階 52番 選挙管理委員会 Tel.0439-80-1349
-------------------------------	--------------------	--------------------------------------	--	---------------------------------------

海外に居住して3ヶ月経過後、管轄する在外公館にて申請もできます。投票できる選挙は国政選挙のみです